

国土審議会土地政策分科会企画部会
国土調査のあり方に関する検討小委員会（第10回）

平成31年1月25日

【国土調査企画官】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会第10回を開催いたします。

委員の皆様方におかれまして、前回に引き続き、大変お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。私、事務局の国土交通省土地・建設産業局地籍整備課国土調査企画官の福田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、会議の実施方法についてお断り申し上げます。今回、都合によりまして、ペーパーレス会議ではなく、従来どおり紙の資料をお配りして行うこととなりました。御了承願います。

続きまして、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。上から順番に、議事次第、委員名簿、座席表、資料1-1から3まで、参考資料1から5まででございます。

なお、委員の皆様のお手元には、今回の議論の参考といたしまして、前回、前々回の審議会資料をファイルにて御用意いたしております。こちらにつきましては、書き込みを行っていただくことは差し支えございませんが、次回以降も使用いたしますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。もし不足、不備等ございましたら、事務局までお申しつけ願います。

続きまして、今回が最初の御出席となる委員がいらっしゃいますので、御紹介いたします。静岡県御殿場市長でいらっしゃいます若林洋平委員でございます。

【若林委員】 皆様、改めましてこんにちは。御殿場市長の若林でございます。私は市長になって丸10年たつのですが、就任初年から縁があって、国土調査の関係で県でも会長をさせていただいて、また、東海ブロック等でも理事や会長をさせていただいているところであります。

これから先、自治体の長として、いろいろと現場の声を届けられればよろしいかと思っております。今日はよろしく願います。

【国土調査企画官】 ありがとうございます。

また、本日は委員の皆様に加え、関係省庁からもお一方ずつ御出席いただいておりますので、この場で御紹介させていただきます。

法務省民事局民事第二課の江口幹太地図企画官でございます。

【江口地図企画官】 江口でございます。よろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 林野庁森林整備部森林利用課の大沼清仁森林吸収源情報管理官でございます。

【大沼森林吸収源情報管理官】 大沼でございます。よろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 本委員会の議事につきましては公開、ただしカメラ撮りにつきましては、議事に入るまでとさせていただきます。

なお、議事録につきましては、発言者も含めて公表ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は机上マイクがございませんので、会議の中で御発言していただく際にはワイヤレスマイクをお使い願います。本数が限られておりますので、意見交換の際には後方から事務局職員がマイクをお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますので、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

これからは、委員長に議事進行をお願いいたします。清水委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

【清水委員長】 了解しました。もう1月も後半でございますけれども、本年も委員の皆様、本当によろしくお願い申し上げます。

では、早速議事に入りたいと思います。議事次第に沿って進行してまいります。

最初の議事ですが、その前に今日は議事が、御覧のとおり大きく（1）から（4）までございますが、（1）から（3）が関係省庁の皆様からの御発表や、事務局からの報告という内容でございますので、（1）から（3）まで一回通させていただきます。その後、全て一括して（4）の委員等による意見交換というところで、委員の皆様方からの御意見や御質問を頂戴して、議論してまいるといふことにさせていただきます。

では、早速、議事の（1）でございます。関係省庁からの御発表でございますが、先ほど御案内がございましたように、今日は我々の議論の対象となる国土調査法に基づく地籍調査と大変関連の深い施策を担っていらっしゃいます法務省と林野庁から、それぞれ担当の方においでいただきまして、関係することについて御発表いただくということになっております。

最初は、「筆界特定制度について」でございまして、法務省民事局民事第二課の江口地図企画官から御発表をお願いしたいと思います。

では、よろしくお願ひいたします。

【江口地図企画官】 私からは、中間とりまとめ骨子案でも触れられている筆界特定制度の概要について、お手元の資料1-1に従って説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目を御覧ください。下に赤字で「筆界特定とは」と書いております。具体的には2行目にありますとおり、筆界特定というのは、筆界の現地における位置を特定するものでございます。

ここで言う筆界は何かというところですが、ページをおめくりいただいて5ページ目の左上に、「筆界とは」ということで定義を書いております。「表題登記がある一筆の土地とこれに隣接する他の土地との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた2以上の点及びこれらを結ぶ直線」とありますが、基本的には、登記された土地についての境が筆界ということになります。そうすると、登記されていない土地どうしの境については筆界とは言えないので、この筆界特定制度は使えないという形になります。

また1ページ目に戻っていただきまして、今御説明したとおり、筆界特定というのは登記された土地と他の土地との境を特定するものでありますが、もう少し詳細な説明が1ページ目の最初の四角にございます。具体的には、法務局長が登記官のうちから任命した筆界特定登記官が土地の所有権の登記名義人等、「等」となっておりますけれども、権利の登記がされていないものについては表題部しかありませんので、表題部所有者、権利の登記がされている土地については、ここに書いてあるとおり所有権の登記名義人、またはその相続人が申請できることとなっております。所有者の申請によりまして、ここに書いてありますとおり、関係人に意見及び資料を提出する機会を与えた上で、外部の専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、筆界の現地における位置を特定する制度となっております。

2行目にある関係人の範囲でございましてけれども、土地は無限に広がっておりますけれども、ここで言う手続保障の相手とすると、求める筆界について点か線で接している土地の所有者を関係人と呼んでおります。例えば、道路とある土地との筆界特定を行う場合に、民有地と道路を挟んだ対側地の所有者は関係人に含まれないこととなります。これは、対側地は特定の対象となる筆界に接するわけではないためです。飽くまでも求める筆界と線又は点で接している土地の所有者が関係人という形で関与する形になっております。筆界調査委員については、非常勤の国家公務員として専門家が任命されております。具体的には弁護

士、土地家屋調査士、司法書士の資格者が任命されています。このように所有者の申請によって、登記官が外部の専門家の意見を聞いた上で筆界の現地における位置を特定する制度となっております。

費用負担の点については3番目にあるとおり、申請人が費用負担をする形となっております。まず、申請する際に納付すべき申請手数料、相場観ということで参考として、例えば土地Aと土地Bの間の筆界を特定する場合については、基本的には土地の価格に基づいておりますが、それぞれ2,000万円だとすると申請手数料は8,000円という形になります。そのほか調査によって測量が必要となった場合の費用をまた別途、予納して負担していただく形になります。これは案件によってはいろいろ価格がございますし、場合によっては申請時点で申請人側等からある程度の測量データがあれば、測量費用の負担が発生せず、予納する必要がない場合もございます。これは案件等による形となっております。

続いて、筆界特定を申請した効果がどのようなものかということで簡潔に書いているのが2ページ目になります。最初の四角にありますとおり、行政手続でございますけれども、筆界について適正な判断を迅速に示す。効果としては事実上の証明力、つまり登記官の現地における筆界の位置の認識を示すということでありまして、行政処分性はないと解されております。ただ、申請をしてそれを却下する。不動産登記法において、却下については行政処分となりますが、筆界特定自体は飽くまでも事実上の証明力に過ぎない。翻ってみると、筆界特定した後に筆界確定訴訟で筆界が確定した場合については、当然、抵触する範囲で判決が優先する。筆界特定がされていても、その結果と異なる判決が出れば、判決が優先するという仕組みとなっております。

それから、下の四角に書いてあるのが、メリットといいますか、裁判というのは当然相手方を訴えなければいけませんけれども、これは申請なので、一方当事者の申請によってこの手続が始まるということになっております。そういう意味では、お隣さんに対して気兼ねなくといった言い方はおかしいかもしれませんが、申請によって筆界特定を行っていくことになっております。「迅速」というところで書いておりますけれども、各法務局ごとに標準処理期間を設定しておりまして、おおむね6か月から9か月の間になっております。ただ、事案によってですが、平均して1年以内には筆界特定をしているというのが現状でございます。

続いて、3ページ目を御覧ください。筆界特定の事務の流れになります。先ほど申し上げたとおり、所有権者から申請していただく形になります。その上で却下事由があるかどうか

を調査した上で、一方当事者の申請によるものですから、関係人に対する通知を行うということで、最初の四角の赤字で書いてあるとおりです。さらに、この土地とこの土地の間の筆界について筆界特定申請がされたという形で公告、具体的には管轄法務局に掲示するとともに、ホームページに掲載する形によって、この土地との間で筆界特定が申請されていますよと周知するような形になっております。その後、右側に移りまして、当該事件を担当する筆界調査委員を指定した上で、まず筆界調査委員による事実の調査を行う形になります。

どういった要素で調査するかということに関しましては、またページが飛びますが、7ページ目を御覧ください。上の白い箱の中を御覧いただきたいのですが、筆界特定はどういう要素で特定するかということが書いてあります。赤字に記したとおり、登記記録から始まって、囲障または境界標の有無、その他の状況及びこれらの設置の経緯といったように、基本的には客観的な資料に基づいて筆界を特定するというようになっております。そういう意味で、調査の中心となるのはこの客観的な資料。当然、当事者の意見を聞きますが、ここに法律上あるとおり、客観的な資料に基づいて筆界を特定する。そこに係る調査をすることが中心となっております。

それから、また3ページに戻っていただきまして、左側のフローを見ていただくと、公告及び関係人に対する通知と意見聴取等の期日の間に、申請人、関係人から意見や資料を提供する機会をとっております。関係人については通知等をするようになっておりますけれども、所在が分からない場合については法務局に掲示しまして、2週間経過した際に、関係人に対する通知をしたことになるといった形になっております。ある意味では所在がつかめなくても、公示調達類似で2週間経過後に通知したという形で手続保障をとっております。

その上で、申請人、関係人から意見・資料の提出をいただいたり、最終的には裁判期日に近いような形で、申請人、関係人に、法務局、あるいは現地に来て意見を言っていただく機会、期日を設けて、事実の調査を終了した上で、右側にあるとおり筆界調査委員による意見の提出を受けて、その筆界調査委員の意見を踏まえた上で、最終的に筆界特定登記官による筆界特定がされるというようなスキームになっております。筆界特定がされると、申請人、関係人についてはその結果が通知されます。さらに、管轄登記所においても筆界特定がされた旨の公告がされる形になっております。

その関係記録については、アスタリスクにありますとおり、管轄登記所において保管・公開がされます。筆界特定をしたという特定書の写しについては、誰でも入手することができますようになっております。アスタリスクの筆界特定の手続記録のうち、特定書に係る部分は

誰でも閲覧できますが、それ以外に収集した資料については利害関係のある方しか閲覧できないという形になっております。また、筆界特定された場合については、登記記録の表題部に筆界特定欄がありまして、そこに「筆界特定、平成何年何号」という形で記録され、筆界特定されたことが分かるようになりまして、それに基づいて、筆界特定書の写しを請求していただくという形になっております。

最後に、筆界特定の利用状況ということで4ページに現状という形で付けております。この制度は平成18年から始まっておりまして、上のグラフのオレンジを見ていただくと、申請件数という形で、毎年平均して2,500件から3,000件ほど申請されているような状況です。制度発足当時、境界確認訴訟が年間1,000件だとすると、約2.5倍の需要が出続けていると見ることもできるかと思えます。さらに、その結果については、緑色が実際に筆界特定したもの、オレンジ色が取下げというものがあります。これを見ていただきますと、取下げという部分も結果としては結構出ております。調査に入る段階に当たって、筆界特定登記者が心証開示したことによって、当事者間が合意して筆界特定しなくても納得したことで終わるケースもあるということが、この資料から分かるかと思えます。

説明は以上です。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、「森林経営管理制度の概要及び林務部局と地籍調査部局の連携について」ということで、林野庁の大沼森林吸収源情報管理官より御発表をお願いしたいと思います。

【大沼森林吸収源情報管理官】 林野庁の大沼と申します。よろしく願いいたします。私からはタイトルにございますとおり、「森林経営管理制度（森林経営管理法）の概要及び林務部局と地籍調査部局の連携について」ということで、簡単に御説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。森林の現状の課題ということで、囲みの部分にありますけれども、森林面積は国土の3分の2に当たります2,500万ヘクタール、そのうち人工林が1,000万ヘクタールという状況でございます。森林資源につきましては、人工林を中心に非常に増加しているということで、現在約52億立方メートル、人工林の半数が50年生を超えておりまして、主伐期、すなわち、切る適期にいたっており、資源を有効活用するとともに、これを循環利用に向けて計画的に再造成することが必要であると、このようにまとめてございます。

具体的に下のグラフで見たいと思いますけれども、国土面積が37万8,000平

方キロメートル、林野庁ではヘクタールという単位で使っておりますので、3,780万ヘクタールとしています。そのうち66%が森林でございます。右に森林面積を100としたときのグラフの内訳がございます。2,500万ヘクタールのうち私有林が約6割、1,400万ヘクタール余りでございます。そのほか国有林、公有林という所有区分になってございます。

その下、人工林の樹種別構成になっていますが、まず森林全体で2,500万ヘクタールあるのですけれども、森林のうち4割が人工林でございます。6割が天然林等となります。この1,000万ヘクタールの人工林でございますけれども、またその内訳を見ますと、スギが44%、444万ヘクタール、ヒノキが25%、2,600万ヘクタール等となっております。

右でございますが、森林の蓄積でございます。毎年、国産材として切り、丸太として出てくるのが2,000万立方メートルぐらいあるのですけれども、それを切っても毎年7,000万立方メートルぐらいずつ増加しているということで、この50年間で約6倍に増加しております。特に人工林を中心に増加しているということでございます。

それから、その下、人工林の齢級別構成。「齢級」というのは林野庁の言葉でございますが、注1のところに書いてありますけれども、森林の年齢を5年の幅でくくった単位を「林齢」と呼んでいます。ですから、1年生から5年生までを1齢級と数えてございます。そうしますと、囲ってあるのが50年生を超えるところ、11齢級以上が50年生を超えるというところで、これが全体の50%を超えるという状況になっています。この10年で、今11齢級、12齢級というところが、9齢級、10齢級のところから移ってきたということで、人工林の内訳、50年生を超える割合が5割を超えたということでございます。また、この先10年で考えますと、今、9齢級、10齢級というところが50年生を超えてきますので、非常に成熟した森林が増えていくことになります。

2ページ目を御覧ください。新たな森林経営管理制度についてでございます。このもととなります森林経営管理法でございますけれども、昨年5月に成立いたしまして、政令・省令を整備してきたところです。まず、ここで左上のところを見ていただきますと、これまでの森林整備の関係でございますけれども、森林所有者の方が民間事業者や森林組合に委託して管理・経営する、もしくは森林所有者が自ら整備を行うという形でやってきました。ただ、こういう形でやっていくと、意欲のある方はいいのですけれども、意欲の欠けた方については森林の整備が遅れてしまいます。そういうことで、新たな森林管理システムでは、市町村

に仲介役となつていただくということで考えているところでございます。

その下の図でございますけれども、市町村が森林の所有者へ意向調査を行い、森林経営管理に関する意向を確認します。どのようなものかということ、これまでどのような森林管理をしてきましたか、見回りをしてきましたか、森林の整備をしてきましたかとか、それから、今後は森林を自ら管理経営されますか、それとも市町村に委託されていきますかというような意向調査を行っていきます。森林所有者の方にそういう意向調査を行って、調査の結果をまとめていくわけですが、その結果、自然的条件、社会的条件を含めて、林業経営に適した森林については意欲と能力のある、要は生産技術とかを持っている、経営が安定している、そういう林業経営者に再委託することで管理経営していくことを考えています。

一方で、林業経営に適さない森林、自然的条件からなかなか成長がよくないとか、そういう森林については、市町村自らが森林管理をしていくということでございます。市町村が仲介となりまして、森林所有者と担い手たる林業経営者をつなぐシステムを構築していこうということでございます。

おめくりいただきまして、3ページ目でございます。その背景というところで若干御説明させていただきたいと思えます。左側でございますけれども、我が国の森林の林家さん、山を持っている方の保有山林面積の割合でございます。林家は83万戸ほどあるのですけれども、1ヘクタールから5ヘクタール、もしくは5から10ヘクタールというところで87%、もうほぼ9割に近いぐらいです。非常に零細だというのが特色でございます。零細ということは、施業をするときにある程度まとまっていかないと効率的な施業ができないということでございます。

それから、右側でございますが、整備が行き届いていますかという質問を投げかけたところ、市町村の8割が管内の人工林は手入れが不足しているという回答です。8割を超えますので、もうほとんど手入れが行われていないというか、十分でないということでございまして、森林の手入れ不足への対応が必要だということでございます。

4ページ目でございます。所有者不明森林の存在や境界未画定ということでございます。左側の図、データが古いのですが、不在村者保有の森林面積の割合でございます。1970年は15%だったのですが、2005年、24%まで増加しています。不在村者森林の所有者のうち、相続時に何もしなかった、手続しなかったというのが約2割という状況でございます。

右側でございますが、地籍調査での登記簿上の所有者不明土地の割合です。これは28年

のデータを載せておりますけれども、29年度のデータを申し上げたいと思います。宅地については19.3%、農用地が19.0%、林地が28.2%、合計で22.2%。森林の場合は所有者不明土地の割合が非常に多くなっているというのが現状でございます。それから、地籍調査の実施状況でございます。林地につきましてはまだ非常に低く、5割に達していないという状況でございます。

所有者が不明で境界が不明確な状態ですので、森林の経営管理や路網の整備に支障が出てくるということで、早急な対応が必要でございます。

5ページ目になりますけれども、経営規模の拡大を目指す者の存在ということでございます。山を切る人、素材生産業者と言いますけれども、その意向を確認すると、事業規模を拡大したいという人は今、7割おります。どのような課題があるのかについては、要は継続性が保てないので、事業地を確保したいという回答が最も多かったということです。それから、実際に森林を整備するので路網が必要でございます。路網の未整備とか、資本装備の更新が困難であると。これは事業が確実に行われないと難しいところでございますので、そういうところが問題だと考えていらっしゃるということでございます。

意欲と能力のある林業経営者に担っていただく制度を構築する必要があるだろうということでございます。

そこで6ページ目ですけれども、森林経営管理法でございます。まず1番目に書いております経営管理を促すための責任の明確化ということで、①と書いてありますが、下の図で一番左のところ、森林所有者に経営管理の責務を明確化しました。森林所有者自らが経営管理できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受けて実行できるようになりました。②のところになります。③、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託します。市町村から右に出ていくところですが、意欲と能力のある森林経営者に再委託すると。④は、再委託できないような森林、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林につきましては、市町村が管理するという状況でございます。④のところ、今国会で審議されます森林環境譲与税を使うような形の部分になってくると考えております。

最後のページになります。林務部局と地籍調査部局との連携についてということでございます。左側が林務部局でやっている事業でございます。森林境界明確化事業でございます。事業を行うために、森林の整備を行うために必要な境界の情報を整備する。境界を明確化して、森林の整備を進めやすくするというものでございます。一方で、地籍調査部局でやっている部分は、調査の目的で書いてありますように、地籍図を法務局に備え付けるということ

で、数年かけて精緻に、一筆ごとに境界の調査と測量を実施しているところです。目的は違いますけれども、やっていることはかなり似ているということで、それぞれ連携、連絡をとりながら進めていくということで、重複もなくスムーズに事業が実行できるようになるということで、林務部局と地籍調査部局で連携しているという状況でございます。

私からの説明は以上になります。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。法務省の江口企画官、また林野庁の大沼管理官からの御発表でございました。我々の小委員会での今後の議論に際して、大変参考になる情報を提供いただけたと思います。御礼を申し上げます。

それでは、議事（２）「山村部における新たな地籍調査手法についての説明」に入りたいと思います。これについては若干、背景、趣旨を簡単に御紹介したいと思うのですが、今日はせっかく前回と前々回の配付資料をファイルしていただいておりますので、皆様、その最初のページを御覧ください。

最初のページが前回、第9回の議事次第でございます。この中で配付資料の参考資料2がございました。地籍調査の実施主体に対するアンケート調査結果ということで、事務局から御報告いただいたわけでございます。その中で我々としましては、山村部の今後の調査においてはリモートセンシング技術の活用という点が大変重要だと理解しているところですが、残念ながら、このアンケート調査結果によりますと、まだまだ活用の意義が市町村の担当の皆様には十分浸透していない、まだ十分に御理解が進んでいないという状況が見て取れたわけでございます。それで、これは何とかしなくてはいけないということで、今後、国が市町村の理解を醸成していくというのが大きな課題だと認識したわけでございます。

そういうことを踏まえまして、今回は事務局からリモートセンシングデータを用いた地籍調査手法について説明をいただきまして、また後ほど委員の皆様との意見交換を通しまして、実施主体、市町村等への理解醸成の第一歩にしたいということがその背景にあるわけでございます。

では、「山村部における新たな地籍調査手法についての説明」ということで、事務局から説明をお願いします。

【地籍整備課長】 地籍整備課長の高藤でございます。資料2を使いまして、「山村部における新たな地籍調査手法について」ということで、先ほど清水委員長から御紹介いただきましたリモートセンシング手法について御紹介、御説明をいたします。

まず、山村部における効率的な地籍調査手法導入の必要性でございます。地籍調査全体の

進捗が、今、全国で約52%ですが、林地山村部の進捗は約45%で遅れているという状況になっております。なぜ遅れるのかでございますが、一つは現地立会いにおいて、土地所有者が高齢化している山村部で非常に険しい山中で立会いをしていただくということで、この辺の負担がなかなか大きいと。かつ、険しい土地ですので滑落などの危険もあるというような状況がございます。また、所有者の立会いだけではなくて、測量でも同じ状況があるわけございまして、木々がありますのでなかなか測量が難しいこともありますし、そういった測量をする場合にも危険が伴うといったことが、一つ山村部の地籍調査の遅れの大きな要因になっているところでございます。

これを解消するための手法として考えておりますのが、2ページ目に書きましたリモートセンシングデータを活用した地籍調査の手法でございまして、国土交通省でも昨年5月によりやくマニュアルを公表したということで、まだ動き始めている途中ではございます。こういったリモートセンシングデータを使って、現地での立会いに代えて筆界を確認することができないかということで、立会いの省力化と、測量作業につきましても、航空測量などを基本として測量を進めることで作業効率を上げることができるのではないかとということが大きな調査の効率化の方向性となってございます。

具体的には、3ページを御覧いただければと思いますが、図のピンクで書かせていただいている部分が立会いなどの現地調査の部分でございます。これをリモートセンシングデータを使った筆界案で、集会所などでやっていただくことで効率化できないかという部分と、測量に関しましても、現地に分け入って測量するのではなくて、航空測量をベースに測量していただくことで効率化が図れるのではないかとという点が着眼点になってございます。

続いての4ページが、前回、布施委員から御説明のあったリモートセンシングデータ、これは現実に国土交通省が基本調査として富山県の入善町でやった実例のデータでございます。空中写真、真ん中の微地形表現図や、林相図といったリモートセンシングデータがとれます。こういったリモートセンシングデータを、左下の山村部の公図と重ね合わせます。公図自体は縮尺やつなぎ合わせがなかなか難しい部分もあるのですが、パズルではありませんがこれをうまく組み合わせますと、右側のリモートセンシングデータを活用して作成した筆界案ができるようになるという形になっております。具体的には、左下の公図に林道、赤道が走っているところがあると思うのですが、これが右側のリモートセンシングデータでも表れており、尾根筋、谷筋といったものを考えて、こういった筆界案を作成することも場合によってはできるというところが見て取れるかと思っております。

こういったデータをもとに続いての5ページを見ていただければと思いますが、私ども国でやった基本調査での実証実験的な試みでは、実際これは富山県での事例ですけれども、住民の皆様方に写真や、先ほどの微地形表現図などを見ていただいて、公図とも併せて見ていただいて、この辺が筆界でしょうか、というようなお話をさせていただいて、筆界案を作っていくようなところまでやらせていただいているという状況になっております。

こちらの説明の中では、6ページに説明会の状況なども書かせていただいておりますが、実際、所有者の方は写真の地図とか、過去の空中写真、微地形表現図など複数の資料を見比べて筆界案を確認するというような方が多かったとか、四つ目の丸ですけれども、現地精通者とか自治体の方の助言を受けながら、筆界の確認をされていたというような状況があります。また、この場でなかなか確認がされなかったような所有者さんもいて、現地に行っても分からないかもしれないけれども、現場を見たいと希望される方もいたところでございます。

私どもの調査では、今後の課題として、もう少し皆さんによく分かるように、通称地名、近傍施設などを入れるといった工夫をするとか、現地精通者が果たす役割も大きいのですので、そういった方を入れた環境整備とか、あとは補備調査として現地に行きたいと言われる方にどのように対応するのかが、課題として挙げられるというようなことが出てきているところでございます。

一番最後の7ページに、先ほど委員長からも御紹介いただきまして、前回は御紹介させていただいたリモートセンシングデータについて、各市町のアンケートで、こういうところが気になってなかなか踏み出せないという御意見がございましたので、私どもで、国としては今こういうふうに思っていますというのを資料でまとめさせていただいたものでございます。まずは、新たな手法についてノウハウがなく、先行事例を勉強する必要があるためということで、この点に関しましては、国でも基本調査という形で実験的なものは行っていますが、実際にまだこの形で最後地籍調査を完結するというところまで自治体の方と一緒にやった例があるわけではないというのが事実でございます。そういった部分では、国土交通省もしっかり関与して、実際にこういったリモートセンシングデータを使った地籍調査の実例を出して、それをもとに効率的であることを自治体の皆さんに伝えていくことが重要であると認識しているところでございます。

現地での立会いを実施しないと土地所有者等が納得しないためという意見に関しましては、我々の実験でも分かったように、必ずしも全員が納得するわけではないと思っています。

ただ、納得しない方が相当数いとしても、全体としての調査は効率化されると考えているところでございますし、そういった中で全体としていかに効率化を図っていくかと。この辺は実例を出して説得力を持って説明していくことが重要かと思っているところでございます。御参考までに、必ずしも正確な筆界を確認したという事例ではありませんが、私どもの基本調査の中では入善町の事例ですと、73分の71の方は「その場でも確認できたよ」というようなことを言っていた実例はございます。

続いて、標識を設置することを土地所有者が希望するためという御意見もございます。これはトレードオフの関係になっていると思っておりますし、そこを省略できるからこそ効率化されるということかと思っておりますし、特に山村部については、標識を置いても亡失する可能性も高いと。いずれにせよ筆界点は世界測地系で管理しており、現地復元性を有するものでありますので、その辺も勘案して、私どもは新制度を説明していく必要があるのかと思っております。

また、コスト面のところで、通常的地籍調査を実施した方が費用、時間ともに効率的であるためという御意見もありますが、これに関しましては新たに撮影したとしても、立会いや測量の面では効率化するのではないかと我々は考えておりましたし、かつ、既存の航空写真データなどがあれば更に効率化するのではないかと思っております。この辺も実例を作りながら、説得力ある御説明をしていくということかと思っております。

最後、近隣に実施できる測量業者がないためという話もございます。これに関しましては、航空測量は一定の機器が当然必要となりますが、先ほどリモートセンシングデータをもとに筆界案をつくる工程を見ていただきましたけれども、実際に黄色い筆界案の線を引いていくのは、航空測量をやる業者だけではなかなかできずに、これまで地籍調査をやっている地域の状況が分かっている地元の業者が、線を引いていくことが重要だと思っておりますので、ここは誤解かと思っておりますし、我々もしっかりと伝えていくような説明を心がけていきたいと思っております。

総括的に、まずは国が関与して、きっちりとした先進事例をつくるということと、それを活用した普及啓発が重要なのではないかと思っているところでございます。

関連して、参考資料1に付けておりますこの12月21日に閣議決定されました地籍調査関連の予算の資料について簡単に御説明させていただければと思います。

12月21日に閣議決定された予算でございますけれども、補正予算として上29.7億円、そして来年度、平成31年度の当初予算として129.8億円が閣議決定されてござい

ます。

これにつきましては2ページ目を見ていただきますと、補正予算と当初のうち20億円分をピンクで塗らせていただいておりますが、これが緊急対策関係予算と位置付けられているものでございまして、災害対策のための地籍調査を重点的に支援するというので、このような形での予算を閣議決定しているところでございます。

また、資料の5ページ目に、来年度の当初予算の事業概要などを付けておりますが、先ほど御紹介した山村部におけるリモートセンシングデータを活用した調査を国としても支援していくという予算を盛り込んでおります。

以上でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの説明については皆様からの御意見も頂戴したいところが多いのですが、これも最後にまとめて「委員等による意見交換」というところをお願いしたいと思います。

では、議事の(3)でございます。「中間とりまとめ(骨子案)の説明」に入りたいと思います。この委員の構成では最初の委員会でございます前々回、第8回の委員会において事務局から説明をいただきましたように、本委員会としては所有者不明土地問題等に対応する政府全体の方針を踏まえまして、今年の2月を目途に一定の方向性をとりまとめた中間とりまとめを行うことになっているわけでございます。すなわち、この委員会の次回の開催が2月でございますので、その段階で中間とりまとめとしての具体的な内容をほぼ決める必要があります。そこで、最終的な議論とほぼ決定というのは次回になるわけですが、それを踏まえまして、今回、事務局において、本委員会でのこれまでの議論、また実施主体の御意見や本委員会での議論に先駆けて、昨年度から今年度の冒頭にかけて国交省で開催しました「中長期的な地籍整備の推進に関する検討会」での議論などを総合的に踏まえて、「中間とりまとめ(骨子案)」を作成いただいたというわけでございます。今日はこの説明をお願いしまして、後ほど委員の皆様から御意見、御質問等を頂戴して議論してまいりたいと思います。

では、「中間とりまとめ(骨子案)」について事務局から説明をよろしく願いいたします。

【地籍整備課長】 御説明をさせていただきます。御説明につきましては資料3の骨子案そのものと、参考資料2として「中間とりまとめ(骨子案)参考資料」という資料を付けておりますので、主にこの二つを使って御説明させていただければと思います。また、骨子案の記述と委員の皆様からいただいた意見の関係性を、主なものだけで恐縮ですが、整理しま

した資料を参考資料3として御用意しておりますので、適時御覧いただければと思います。

それでは、御説明を始めさせていただきます。資料3の頭のところでございます。「I.はじめに」でございますが、最初の点で、まず今回の小委員会の検討の経緯とか、どういったことを検討しているのかということ、10月から検討を進めてきましたという経緯、対象などについて記述しているところでございます。その次の点では、先ほど清水委員長からもお話がありました閣僚会議の方針を踏まえて、一定の方向性をとりまとめるということがありました。その閣僚会議との関係について記述しているところでございます。

続いて「II.地籍調査の現状と課題」でございます。こちらについては、まず「(1)地籍調査の概要と効果」ということで、3点挙げております。1点目は、地籍調査とはということとでその概要についてまとめ、2点目は、その成果については登記所に送られるなど、どのような取扱いがされているのかについて記述しております。3点目では、地籍調査を実施したことによる一般的な効果について記載しているところでございます。

続いて、「(2)地籍調査の実施状況」でございます。こちらについても議論の前提となる現在の進捗率が約52%であるということ。2点目は、都市部と山村部が遅れているということ。3点目は、十箇年計画の実施状況について。4点目は、実施市町村の状況と、東日本大震災の後に取組市町村が1割程度増えていることについて言及しております。

続いて、「(3)地籍調査をとりまく社会・経済状況の変化」です。こちらにつきましては、再開後の初回に私ども事務局から御説明した事情の変化を基に書かせていただいております。①では人口減少、高齢化が進展していることで、地籍調査においても立会いや認証の保存などが難しくなってきたということを述べております。

②は所有者不明土地問題の顕在化ということで、こういった問題が顕在化する中で地籍調査や公共事業が進めにくくなっているということを述べております。

③は風水害の激甚化と巨大地震への懸念ということで、集中豪雨などの降雨が頻繁に生じるおそれや地震のおそれを掲げて、災害対策の観点からも地籍調査の速やかな実施が求められるということを記述しております。

続いて、(4)でございます。課題と今後の対応方針ということで、こちらではこれまで述べてきたことを踏まえて、大まかな課題と対応方針を掲げております。この具体化したものはIIIで、それぞれの項目ごとに改めて挙げるという構成としています。

(4)でございますけれども、まず①で地籍調査の抱える課題でございます。これについては、全国的に未実施地域が多く残されている中、現在の進捗では当面調査が行われない地

域も相当程度残るということと、特に被災地域など緊急性、重要性が高い地域での調査の遅れが懸念されるということとを述べております。2点目では、都市部につきましてなぜ地籍調査が遅れているのかということと、その一つの打開策として、現場の運用においては前回御説明いただいた杉並区のように、大都市部の自治体で官民境界等先行調査を実施しているという事例を御紹介しております。ただ、その調査は運用に基づくもので、法律上明確な位置付けがないために、公表などの活用は限定的になっているということとを述べております。

続いて3ページの1点目ですけれども、国土調査以外の民間測量成果の活用として、19条5項指定制度もございますが、これは民間側にとっては一手間かかるということで、活用が限定的だと、指定は十分に進んでいないということとを述べております。あと、民間の測量データとしても一つ、土地取引等の際に地積測量図が作られる場合があるのですが、こちらについても活用が限定的になっているのではないかとということとを述べております。続いての点では、山村部についてなぜ遅れているのかということとを簡単に書いております。最後の点では、地籍調査の過程で、所有者不明を解消するような情報がわかってくるのですが、こういった情報がうまく活用されていないのではないかとという閣僚会議での問題意識を書いているところでございます。

続いての②で、課題に対する対応方針として、先ほど御説明した課題に対する大まかな対応方針を書いてございます。

まず1点目でございますが、可能な限り早期に地籍調査の効果を最大限発現できるよう、より戦略的に地籍調査を進めることが必要であると書いておまして、このあたりはあと20年が勝負であるというような藤巻委員の御発言や、片山委員の、山村部も高齢化が進む中で早急に地籍調査を実施しなければいけないという御発言を踏まえて記述しているところでございます。そして、現在の一筆地調査を中心とする地籍調査手法について、より円滑化・迅速化させるための見直しを行うとともに、調査区域の重点化を進める必要があると書いております。2点目では、都市部についての方策、山村部についての方策を大まかに記述し、3点目では地籍調査の過程での情報、他の主体による有効活用のこととを書いております。最後4点目では、検討に当たっては調査手法の見直しと、新技術を用いた測量手法の導入を一体的に進めると。これは布施委員の御発言を踏まえて入れておりますし、地籍調査の実施主体である地方公共団体の意見を十分に聞くことが重要であるということも、これは吉原委員の御発言などを踏まえて書いているところでございます。

続いて「Ⅲ. 今後講じるべき具体的方策の方向性」でございまして、ここは分量が多くな

ってございます。

まず、調査の迅速化でございますけれども、骨子案の参考資料2を先に見ていただければと思います。調査手法の見直しでございますけれども、筆界確認の流れというフロー図を付けております。地籍調査を進めるに当たっては、所有者の所在を確認し、所在が分かれば今度は立会いができるかどうかというのを確認して進めていくと。所在が不明な場合や、立会いができない場合についても、一定の場合については筆界を確認することができるというフローになってございまして、それぞれの隘路をうまく取り除いていくことが一つ、調査の迅速化には必要なのではないかと考えております。

最終的にうまくいかなかったときは「筆界未定」という状況になるのですが、どういう状況なのかというのを付けているのが2ページ目の資料でございます。筆界未定というのは、「土地相互間の筆界を確認できない状態のこと」と書いておりますけれども、具体例で挙げております。

下の絵を見ていただければと思いますが、まず絵の上ですが、Eの場合は、Eの土地は所有者が見つからない、または御協力がいただけない、または周辺の方との話が合わないといった形で確認ができない場合にどうなるかということで、これは相互間の確認ができないので、右側にあるように、実はA、B、C、D、E、F、道路、全て筆界が確認できないような状況にあるという図になっております。これはAや、B、Cにも影響があるのかという疑問もあるかと思いますが、筆界点と呼ばれるこの黒丸の位置が決まらないために、線を引くことができない部分が多くなるということでございまして、周りに与える影響が非常に大きいということになります。また、下の絵、これは人が見つかった場合ですが、BとEの話がつかないということですが、実はこれも全体に影響します。というのは、筆界点を共有している筆界については、その点が決まらないということなので、実はこのような形で筆界未定になり得るという形になっております。

実際の調査全体の中で、筆界未定となる筆というのは2%ほどと言われているのですが、とはいえ与える影響はそれなりにあるということでございますし、実際に調査を進めていく中ではこのあたりがハードルになっているということでございます。

続いて3ページです。これは御参考でございますが、今回、法務省の江口企画官からも御説明いただきましたけれども、公法上の筆界というものを地籍調査でも調査して探り当てるといいう仕事になりますが、こちらは所有権界ではないというのが最高裁判所の判例上、当然の整理になってございまして、したがって、直接国民の法律上の地位ないし権利関係に影響

を及ぼすことがないものであると、行政処分性も否定されていおります。こういったことも踏まえながら、どのように手続を見直していくのかということが私どもに与えられている課題ではないかと思っているところでございます。

それでは、文章に戻っていただきまして、3ページでございます。調査の迅速化でございますが、先ほどのフロー図の一番頭に来ます、まずは①土地所有者等の探索の合理化でございます。こちらについてはまず所有者を見つけないと、前に進まないということで、過去の資料でも御説明しましたが、登記簿だけでは2割ぐらいの土地所有者の所在が分からないところを、地籍調査の過程の中でいろいろ調べていって、0.4%までにしていくという形がこれまでの調査でございますけれども、そこにはなかなか時間や手間がかかっているという状況でございます。このため、吉原委員、清水委員長、あと杉並区の星野所長などからも御説明がありましたけれども、地籍調査の実施に必要な範囲内で住民票や戸籍以外の情報にアクセスしやすい環境をつくって、調査を迅速化することも考えられるし、あとは所有者不明土地法のように、調査範囲をある程度区切って、その意味で探索を合理化することも必要なのではないかということを書いているところでございます。

続いて、②でございます。土地所有者等の筆界確認手法の多様化ということで、現在、基本的には所有者本人の立会いで筆界を確認しているということで、例外として地籍調査に基づく準則30条2項で、相当の理由がある場合については筆界案の送付、郵送などで足りとなっております。ただ、この「相当の理由」も不明確である。我々も解釈は示しているのですが、なかなか明確でなくてうまく使われていないのではないかという御意見があるところでございます。このため、これまでは立会いを非常に重くやっているところでありまして、それは引き続きですけれども、なかなか現地立会いだけでは難しいと判断される場合には、郵送とか、先ほどのリモートセンシングデータを活用した集会所での立会いといったものを入れるという、手法の多様化が必要なのではないかということを書かせていただいております。

続いて、③です。土地所有者等の所在が不明な場合の措置ということで、土地所有者の所在が不明だった場合、これは共有者のうち一部が不明だった場合も含めて、現行では準則30条3項に基づいて、客観的資料がないと決まらない、調査ができないという規定になっております。「客観的資料」についても不明確ではないかという御意見もいただいています、なかなか制度が使われていないのではないかという声があるところでございます。このため、これにつきましては御殿場市や、吉原委員、山脇委員からも御意見を頂きましたけれども、

所有者の一部が判明していて、その者による確認ができるというような状況があるのであれば、例えば筆界案を公告して皆さんに見ていただくような手続などを踏まえた上で、一部所有者による確認でも前に進めることができるような制度を構築する必要があるのではないかということを書いているところでございます。

続いて、④です。土地所有者等の協力が得られない場合の措置ということで、所在は分かっているのだけれども立会いに応じていただけないとか、筆界案を郵送しても返事がないといったところで、先ほどのフロー図で言うと「筆界未定」にたどり着いてしまうところでございます。これについても地籍図案を閲覧して意見をもらう機会を確保するというような一定の手続の確保を入れた上で調査を進めることができるような仕組みが構築できないか、必要があるということを書いているところでございます。

最後、5ページ目に行きまして、⑤土地所有者等への調査では筆界が判明しない場合の措置でございます。例えば土地所有者同士の意見が一致しない場合など、そのほかにもいろいろあると思いますが、地籍調査主体だけではなかなか判断がつかないような場合について、筆界未定とせざるを得ないということでございますけれども、一方で筆界を特定する制度につきましては、本日法務省の江口企画官から御説明していただいたような筆界特定制度も存在しております。ただ、現行下ではこの制度がうまく連携して機能するような法制度になっていないということがございます。このため、今のところは筆界特定の申請主体は、江口企画官から御説明があったように「所有者等」という形になっているのですが、地籍調査の実施主体も必要に応じて申請ができるような制度を設けてはどうかと。地籍調査の過程で得てきた情報を含めて審査していただくことができれば、全体として効率化することになるのではないかと考えられるということを書いているところでございます。このあたりは石井委員などからも言及があったところでございます。

(2)の都市部の地籍調査の迅速化でございます。こちらにつきましては参考資料の4ページを御覧いただければと思います。都市部での地籍調査を迅速化させるためには、別の枠組みが必要なのではないかということ、中山委員や、あと官民境界を先行的に調査することは意味があるのではないかということに関しては、藤巻委員、石井委員などからも御発言をいただいております。先ほどの課題でも書かせていただきましたけれども、杉並区のように現実に実施されている自治体もあります。地籍調査は一筆ごとの筆界調査を街区ごとに進めていくため、参考資料2の4ページの絵ですと、例えば黄色を数年かけてやって、続いて次のタームのときに今度はピンクの部分をやるといった形で少しずつ進んでいくのです

が、なかなか時間がかかるという部分がございます。場合によっては、大都市部の自治体ですと、官民の境界だけでも先に調べてしまって、そうすると災害対策やまちづくりの関係では一定の効果が発現するというところで実施されているいらっしゃる状況がございます。ただ、これは国土調査法上の認証がないので、公表などの活用がなかなか限定的になる部分もがございます。これを公表することができれば、民間が測量するときもそれと整合したデータが取れて、最終的に全体が効率化するのではないかとというような着眼点もあるかと思えます。

そういったことを踏まえまして、本文に戻っていただいて、まず①の官民境界等先行調査の促進ということで、1点目では、今のところ官民境界等先行調査が国土調査法上の認証の対象となっていないという現状をもう一度書かせていただいて、2点目で、このために国土調査法上の認証・公表の対象とするなど位置付けを明確にすることなどにより、また、街区を形成する道路等の管理者などとも更なる連携を図りつつ、こういった調査の促進を図る必要があるのではないかと書いております。この際には、整合性の高い民間測量の蓄積を促進するという観点からの検討も要ると。これは千葉委員からの御発言もありましたので、そういったことを入れておりますし、また官民境界調査の活用として、参考資料5ページ目を御覧ください。先日、杉並区の発表の中で、官民調査の成果を管轄法務局と調整した上で、登記の参考資料として使っていただくこととし、これによって自治体や住民の皆さんの負担が軽減される面もあるというようにお話がありましたので、そういった活用なども検討していく必要があるのではないかとこのことを本文にも書かせていただいているところでございます。

本文に戻っていただきまして、5ページ目の①の3点目は、国でも官民調査の立会いまではしないものということで、市町村支援のための基本調査を行っておりますが、こちらについても官民先行調査を全体的に進めていく上で、より効果の高い地域で実施を図るというようなこと。それと、杉並区では実際にMMS（Mobile Mapping System）を活用されているという御紹介もありましたけれども、布施委員からも新技術をうまく取り入れるべきというお話を頂いておりましたので、そういった手法をうまく使っていくことも検討すべきではないかということを書いてございます。

続いての②は、先ほどの官民先行調査を実施したときに民間で作られた地積測量図をうまく活用できないかという問題意識がありましたので、これについては私どもも今年度の予算で、市町村の地籍調査でそういったやり方ができないかということをサポートするための

調査・検討ということで、経費も要求しております。この地積測量図をうまく地籍調査に生かしていくためのシステムができないかということを検討しておりますので、それについて触れさせていただいているところでございます。

続いて6ページにつきましては、民間等の測量成果の国土交通大臣指定ということで、19条5項指定制度を掲げております。これは参考資料2の6ページに概要を書かせていただきましたが、石井委員の御発言で、この制度自体が指定の申請が民間から直接国に上がってきてしまうので、なかなか自治体との連携が図れないというような御意見も頂いているところでございまして、これはおっしゃるとおりかと思っております。実際、指定の申請をする民間等の側からすると、結局一手間かかるので、なかなか進まないこともございます。このため、2点目で書かせていただいておりますが、例えば19条5項指定申請が大臣にされれば、自治体にも通知して、連携を図るような仕組みを作ることも考えられるのではないかというお話が一つ。もう一つは、実際の地籍調査とつながる成果でございますので、市町村、都道府県で民間からデータをいただいて、代行して申請するといったようなことをすると、インセンティブのあるところが仕事をするという仕組みになるのではないかということで、そのように書いているところでございます。

続いて、(3)でございます。山村部の地籍調査の迅速化につきましては、先ほど私から御説明させていただきましたが、そういったことについてうまくリモートセンシングデータの活用手法が進捗していくために必要なのではないかということを書いているところでございます。

②で林務部局との連携で書かせていただいておりますが、こちらにつきましては林野庁の大沼管理官から御説明いただいたように、森林境界の明確化活動のようなものとうまく連携をとりながら、地籍調査を進めていく必要があるのではないかということを書いているところでございます。

続いて6ページ目最後の「(4) 調査区域の重点化」でございますが、市古委員の発言などで、災害対策とか、そういったエリアで地籍調査を重点的に進めるべきといった御意見もございました。こちらにつきましては、次期計画でどういう目標を立てて、どこを優先的にやっていくかというお話でしたので、これまでの整理上、第5回目以降に、この中間とりまとめを行った後以降に検討していこうという整理をしておりましたので、ここについては「重点区域で進めることが必要」という程度の記述にとどめております。

具体的には、先ほどの参考資料の7ページを見ていただければと思います。6次計画での

優先地域の考え方はこの絵のとおりになっておりまして、御説明しますと、全体のグレーが国土全体でございますけれども、このうち国有林野とか地籍調査をやらなくてもよいところを除いて、地籍調査実施済み地域、黄色い部分を除いていたところ、要は地籍調査をやっていない地域のうち、地籍明確化の優先度が低い地域に数字を入れて、その反対の部分は優先度が高いという整理を付けています。残ったのが結果的に5万平方キロメートルで、6次計画ではそのうち2万1,000平方キロメートルを実施するという整理だったのですが、これはネガ的に出てきたものとなっています。そういう意味では、市古委員のお話ではないですけれども、これをもっと重点的にやるべきエリアというか、そういうポジティブな面からもっと明確化していくというのが一つ考えられ得るのではないかと。その進捗を担保するのに一定の指標のようなものを入れていく必要があるのではないかとということが、この小委員会の前段階で開催された検討会などの議論でもありましたし、そういった方向性が一つ考えられるのかということで、そのようなことを記述しているところでございます。いずれにしましても、こちらについてはまた今後、事務局としても検討をお願いしたいと思っております。

続いて7ページ目、「(5) 地籍調査情報の利活用」で、前回、私から御説明させていただいた所有者不明土地法の一部施行で一定の枠組みができて、通知などにより、その枠組みを周知しておりますというお話をさせていただきました。そういう意味で一定の対応はしておりますので、これをフォローアップしていくことが必要ということを書いているところでございます。

続いて、「(6) その他全般的な事項」ということで、一つは法務局との連携でございます。これは山脇委員などからも御発言がありました地図作成の業務や、あと実際の一筆地調査でも法務局からいろいろ御示唆をいただくことは大きいので、そういった部分を連携してやっていくということを書いております。

続いて、「②地籍調査に関する普及啓発等」でございますが、ここはもうちょっと普及啓発をちゃんとやっていく必要があるという意味で、吉原委員の発言もございましたので、そういったことを書かせていただいておりますのと、伊藤委員の御発言で地籍調査の進捗が遅れているところには働きかけも重要だというお話がありましたので、そういったことを書いております。

「③その他」は、これ以上にいろいろ政策を考えていく必要もありますが、今回は中間でもありますので、引き続き制度の見直しを検討する必要があるということを書いておりま

す。

最後、「IV. おわりに」でございますが、1点目は、伊藤委員からお話がありました、全体としては土地基本法、民事法制といった土地の所有に関する制度の検討が進んでおりますので、そういった状況とも整合を図りつつ、また今回の中間まとめ案に対する自治体の意見なども踏まえて、議論を深める必要があるのではないかと書いております。次では、まだ議論に入っておりません土地分類調査のあり方についても、今後議論していく必要があることに触れて、夏頃を目途にとりまとめを行うことというのを記載し、現在の骨子案とさせていただきます。

説明は以上でございます。

【清水委員長】 大変膨大な情報を本当に要領よく整理をいただけたと思います。中間とりまとめの骨子案としてはもう十分な内容かという気がしております。

では、これから今日の御発表、あるいは御説明に対しての御質問、御意見等をお受けしながら議論の時間としたいと思います。

なお、先ほど私が申し上げましたように、この中間とりまとめ、今日は骨子案ですけども、来月の次回の委員会ではほぼ内容を決める必要がございますので、できれば今日の議事（1）、関係省庁からの御発表の内容や、議事（2）山村部における新たな地籍調査手法についてに関する御質問や御意見も、可能ならば、中間とりまとめ骨子案の内容と関係のある内容を賜れば幸いです。

では、そういう観点で皆様からの御意見、御質問をお受けしたいと思っておりますけれども、どなたからでも結構でございます。あれば挙手をお願いしたいと思います。

では、伊藤委員。

【伊藤委員】 骨子案の内容についていくつか質問させていただければと思います。

まず骨子案の1ページ目の8行目に「地籍整備の効果を早期に最大限発言させるよう」という記述がございます。私、最初に骨子案を読んだとき、ここに違和感を持ちました。なぜなら、いきなり「地籍整備の効果」ということが出てくるためです。地籍整備の実施に触れずに、なぜいきなり効果の話が出てくるのかと思いました。実施をしない限り効果という話は出てこないはずです。おそらく、所有者不明土地問題等との関係で「効果」を強調されたいのかと思いましたけれども、迅速な実施ということがここに含まれていなことに違和感がありました。

それに関連して、1ページの29行目から先に地籍調査、地籍整備の効果の話が出てくる

のですが、ここはもう少し強調された方がよいかと思いました。地籍整備は大変重要であり、大きな意味があるのだということをアピールすべきだと思います。ここでは単に効果が羅列されているだけですが、最初に「効果」を強調しておきながら、効果の具体的な説明が足りないのではないかと感じました。

あと、もう1点は、4ページの16行目です。実施主体によって立会いが困難と判断される場合には、郵送とか、集会所での調査を可能とするとなっています。内容の確認なのですが、今までは相当の理由が必要だったものをなくすという趣旨で理解してよいのか、なくすとしたときに、相当の理由がなくても実施主体が主観的に困難と判断すればいつでもいいということなのか、何か補足説明があればお聞かせいただければと思った次第です。

以上です。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。

大変重要なことに対しての御質問であったかと思いますが、事務局から御回答はありますでしょうか。

【地籍整備課長】 まず、実施を書かずに効果がという部分に関しましては、おっしゃるとおりです。日本語の部分をうまく考えたいと思います。また、同じ1ページの29行目の「効果」をもう少し強調して書くべきだという部分につきましても、確かにおっしゃるとおり、効果があってこそ我々も進める必要がありますので、表現について検討したいと思います。

続いて4ページ目の確認手法の多様化で、自治体の判断、実施主体の判断によりという部分は、相当の理由の部分のなくすのかということをございますが、ここについては実施主体の判断・権限を増やすという方向が、「相当の理由」をなくすというのと、もっと理由を広げるという二つの方向性があるかと思っております、まだいろいろ検討しているというのが正直なところでございます。国土調査法上は、実施主体が所有者等に立会いを求めることができ、立会いを求められた者がこれ拒否した場合に罰金を科すといった規定があるのですけれども、報告とか書面で調査報告をするといったことが法律上は位置付けがなく、そういう意味では弱い方の手続が法律上書いていないといったこともありますので、そういったことも含めて、法制度上の対応を考えなければいけないと思っております。いずれにしても、これまでよりはもう少しいろいろな手法で確認することができるような必要があるのではないかという問題意識を書いたところでございます。

【清水委員長】 そのあたりは「相当な理由」の解釈をもう少し考えていこうということ

ですが、客観的な資料のところの③とも関係してきますよね。ですから、そのあたりどう解釈するかというのは、客観的資料の共通の課題かと思うんです。

【地籍整備課長】 はい。あと、場合によっては、おっしゃるとおりなくすという選択も一つとしてあり得るかとも思っております。

【清水委員長】 ですからその辺の課題は、それが課題だということを明確に書けないものですか。それを明確に書くと差し障りがあるかどうかということですが、読んでいて、これまでもこのあたりよく言われていることなので、同じ議論をしているような、もう一步踏み込んだなというイメージが伝わってこないかという気がするので、もしそこを踏み込んで書けるなら書いた方がいいのかと。

【地籍整備課長】 検討させていただきます。

【清水委員長】 先ほど立会いは法律でと言われましたけれども、立会いも準則ではないでしょうか。

【地籍整備課長】 手続全般は準則に全て書いてありますが、法律上かなり強行的な規定で、立会いを求められたにもかかわらず拒否した場合は罰則ですという条文があって、同じような条文というのは実は報告徴収といったようなものにはありません。立会いだけは法律に書いてあるというのが私の御説明したことです。いずれにしましても、準則上は手続が最初の立会いから全て書いてありますので、そのあたりは修正しなければいけない、改善しなければいけないと思っております。

【清水委員長】 分かりました。ありがとうございます。

では、そのほか委員の皆様から、御意見、御質問を受けたいと思います。

山脇委員。

【山脇委員】 前々回ですか、私が出させていただいた意見を反映していただいたということですので、骨子案の4ページ、③のところですが、一部の所有者の立会いで足りることはよいと思うというようなことで、ただし、一方でこれを適用できる要件はよく考えるべきというような発言をしたんです。この③で少し分かりづらいところがありまして、28行目以降ですけれども、「一部の土地所有者等の所在が不明な場合であっても、所在が判明した一部所有者等により筆界案の確認が可能なときは、例えば、筆界案の公告等の一定の手続を経た上で」云々とあるのですが、先ほどのお話によく似ているんですけども、これは客観的資料がなくてもよいのか、なくてもできるという形で書かれているのかが一つ、そうであれば、かなり慎重な検討が必要だと思われるということ。あと、客観的資料についてもその

範囲が明確でないと書かれているのですけれども、ここも最低限こういうものが必要といったようなところをもう少し考えてみられたらどうかと思っております、個人的には当該土地と隣接土地に関する筆界関係資料であったり、現地の境界標、工作物、筆界認定の根拠についての記録等、これは最低限必要なのではないかという感じがして、その辺は実施主体がもう少し分かりやすいような、何か具体的なものが示されればいいのではないかと思います。

それから、一部の所有者による立会いのその「一部」の方が、筆界について熟知しているというところが大事かと思っておりますので、それについても例えばいくつか固定資産税の納税者とか、当該土地の上に住まれているとか、当該土地の建物を所有されているとか、そういう条件のようなものも事例というか、示されるとより分かりやすいのかと思っております。それとともに、全体的には土地所有者等と書かれている「等」のところですね。利害関係人と代理人が当たるかと思うんですけれども、この利害関係人について、実施主体の方がどの程度活用されているのかもよく分からないのですが、それも具体的な事例を示されていないのであれば、実質上管理している者とか、箇条書きでもよいので、こういう例がありますというようなものを示されるといいのかなと思います。実施主体がいちいち判断しないといけないところを作ってしまうと調査が滞ると思っておりますので、ある程度判断できるもの、例えば、資料で作っていただいているフロー図などは分かりやすいのですけれども、ここにもう少し詳しい情報が入ったような、誰が見ても同じような判断が可能なものを作成されて、示されると、実施主体はやりやすいのではないかと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。

それでは、事務局から何かありますか。

【地籍整備課長】 お答えいたします。客観的資料がなくてもよいかの部分に関しましては、実は非常に悩ましく思っております、「例えば」で逃げている部分があるのですが、客観的資料の範囲は非常に広く、そもそも客観的資料が全くないといったことがあり得るのかということが一つ、また、例えば筆界に詳しいAさんとBさんの間では、現況に基づいて筆界に関する認識が一致していたら、ある意味、その現況も一つ客観的資料になり得るのではないかとといった話もあり得るのではないかと考えております。これは法務省とも意見交換をしていますし、いろいろな御意見があるかと思っておりますが、それは客観的資料がないわけではないのではないかとということになって、若干トートロジー化します。今の準則の書き方も、筆界を明らかにする客観的資料、既存資料と書いてありますが、実は筆界が明らかに

なるのであれば何でも良いと読めるようになっていて、それは逆に言うと、山脇委員がおっしゃるように、現場ではそれではかえって運用できないのではないか、という話になっているのかと思っております。

なので、全般的な方向性としては、とはいえ所有者のうち全員が分からなくても、詳しい方とか、御判断できる方がいるのであれば調査を進めやすくなるという方向性で進めなければいけないというのが一つ方向性かと思っております、それを実際どうしていくのかというのは、先ほど山脇委員からお話があったような、もう少し細かく運用を書き切っているのかという部分を引き続き検討していきたいと思っております。

いずれにせよ、現行の準則30条を杓子定規に読むと、1人でも所有者が分からなければ、客観的資料がないと進めないという規定にもなっていますので、そこをどのように整理するのが課題であると思っております。事務局としても悩ましく思いつつ、ただ、皆様の求めておられる方向性は全員が分からなくても前に進むようなことなのかということ、**「例えば」**という表現の中で書かせていただいたということです。

引き続きお知恵をいただければと思います。よろしく申し上げます。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

可能な限り、我々がこのところの意見として出たことを例示でもいいので、**「例えば」**というような形でもいいので、場合によっては、**「委員会でこういう意見もあった」**と書いても良いのかもしれませんが、そのあたりどういう判断をされるかは、ここでは細かな話までできませんが、参考にいただければと思っております。

【地籍整備課長】 ありがとうございます。

【清水委員長】 あと私、冒頭に申し忘れたのですが、今日は我々、委員会のメンバーにとってせっかくの機会であるということで、法務省の江口企画官と林野庁の大沼管理官にも是非議論に参加をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

では、そのほか皆様から御意見を賜りたいと思います。

では、中山委員。

【中山委員】 骨子案の7ページ、「(6) その他全般的事項」の中の「①法務局との連携」ですが、登記所備付地図作成作業との連携や、一筆地調査を中心とした地籍調査の実施過程における密接な連絡調整と書かれているのですけれども、今般法務局で、相続登記の未登記の土地について、確か相続人を探索し、相続関係説明図を作成するという制度ができたと思います。それを所有者不明土地という中で、相続人を調べる期間といいますか、法務局で相

続人を探索し、相続関係説明図を作っていたのであれば、地籍調査を実施する地域、あるいは災害が懸念される重点地域を優先的に、そういう相続関係を調べていただければ、より地籍調査も、所有者不明土地に対していくらかでも負担が減るのではないかと思います。ここの法務局との連携の中にそういった文章を入れてみてはいかがでしょうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

【清水委員長】 高藤課長から何か御回答されますか。

【地籍整備課長】 まず江口企画官から一言いただければ。

【江口地籍企画官】 今、委員から御指摘があったのは、去年の6月に成立した特措法の制度でございまして、その中に長期間相続登記等が未了の場合について、公共的事業を実施する主体から申し出があった場合については、登記官が所有権の登記名義人となるべき者、実際上は法定相続人を調査して、法定相続人一覧図を作成して登記所に備え付けて、登記にはそういう長期相続登記等未了土地であるという付記登記だけをして、実施主体に登記官が調べた結果を見ていただいて、場合によってはどの人と接触すればいいかということをして登記所に問い合わせることができる制度ができました。今、運用上は公共的事業を実施する者という形で、特に地方公共団体からこういう事業ということの説明いただければ、その中から我々が調査対象土地を選定しており、現実にも地籍調査を実施する予定のところの需要もお聞きした上で優先的にやっていきたいなと思っています。

そうすると、先に法務局でその法律に基づいて法定相続人等を調査し、その後に地籍調査に入れば、登記記録は一見昔の人の名前ですけれども、調査の実施結果が登記記録とその附属書類たる法定相続人情報から分かりますので、より進めやすくなると考えております。そういう意味で、制度的には可能となっていますので、国交省で入れ方は考えていただければ良いのではないかと考えております。

【清水委員長】 大変重要な御指摘でございまして、是非それは書くことが良いのではないのでしょうか。

【地籍整備課長】 記述について法務省と調整させていただきます。

【清水委員長】 所有者不明土地法は、相続未登記であることを登記簿に明記することだけがクローズアップされていて、そういう話があまり伝えられていないように思います。専門家の間にはもちろん伝わっているのでしょうかけれども、重要なことであると思います。ありがとうございました。

では、そのほかまた皆様から頂戴したいと思います。

片山委員、どうぞ。

【片山委員】 具体的方策の方向性というところで、6ページの「(3) 山村部の地籍調査の迅速化」ということで、項目立てまでしていただいて、このことを書いていただいているのは大変ありがたいと思います。その中の新しい手法として、リモートセンシングというやり方もここに書いてあるんですけども、実は我々、林野庁さんの事業でスマート林業というものに取り組んでおりまして、その中で、航空写真を立体視しながらその境界調査するという、集会場で、現地に行かずに境界を確認してもらうというのを実際にやりました。所有者の意見を聞くと、効果があると。昔からの写真などを見ると、前は、昔は田んぼだったんですけども、今はもう山になっている。現状では分からないけれども、昔の写真を見ると分かるというようなことで、ある程度そこで境界を確認することができるのではないかと実感しております。それは大変いいことだなと思います。

立会いについても、先ほど説明があったかと思うんですけども、現地での立会いだけではなくて、集会場での立会いというのも、その方向性に進めていって、そこで所有者に同意していただければ、そういう立会いのやり方もいいのではないかと考えております。ただ1点、現地の立会いを排除するものではないというようなことを書いてあって、そのとおりだと思うんです。ここの資料2の一番最後のところが、多分、今回実施された入善町の意見だと思うんですけども、現地に標識を設置することに対して、土地所有者が希望するという話ですが、実はこれよく分かるんです。森林、山というのは土地の境界だけではなくて、そこに立っている木自体の評価というか、その山によって、木の性質によって価格が全然違ってくることがありまして、単に境界の線だけ引いて、見えない線を引いてもらうだけではなくて、現地にそれなりに目印がないと、実際木を切ったときに、「ここは誰の山だ」という情報が、所有者は非常に欲しいわけです。昔から小さい地形の変化、沢とか、境木というのですけれども、そういう特殊な木を境界に目印として残してあったというようなことがたくさんありますので、そこについては標識というか、何かそれなりに目印になるようなものを現地に残すというようなことも検討していただければと思います。

それともう1点、中間とりまとめのことではないですけども、国土交通省の予算も増えているし、林野庁の予算もいろいろとあって、境界を明確化していくようなことに一様に予算を付けていただいております。ただ、その交通整理をしてもらわないと、どの事業を使っていけばいいのかというようなことがあります。これは今の中間とりまとめとは関係ないかもしれませんが、どの事業、今で言うと、林野庁の地域活動支援交付金

の事業であったり、新たに始まります国の森林環境譲与税の話であったり、林野庁の境界明確化に関する事業の予算というようなところ、この辺、何の事業を使っていけばいいか、何か少し交通整理もしていただけると、我々、実行する側としては大変ありがたいと思っております。

以上です。

【清水委員長】 ありがとうございます。これは何か御回答がございますか。

【地籍整備課長】 標識の設置については、効率性とトレードオフの関係になる部分でもございますので、私どもでは御意見を含めて、少し考えさせていただきたいと思っております。

あと、林野庁との役割分担の話では、先ほど大沼管理官に説明いただいた資料の最後のページにも書かれておりますが、林野庁で実施されるのは、施業のための境界調査という意味で、逆に言うと、我々は筆界という地図をつくっていくというものになっていまして、我々の地籍調査はかなり測量の精度も高い、精緻なものを一筆ごとに、要は所有者が一緒でも一筆ごとにやらなければいけないという形になっております。一方で、林野庁は施業に必要な単位ごとという形でありますので、林野庁が施業の必要性から迅速に取りかかる必要がある部分を実施し、最終的には地籍調査もやらなければいけないという役割分担になっておられるのかと。いずれにしても、大前提としてはそういう役割分担のもとで、両チームで連携をとって進めていくことが必要かと思っております。

以上です。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

そのほかいかがでございますでしょうか。石井委員、どうぞ。

【石井委員】 兵庫県の石井でございます。

まず6ページの19条5項でございますけれども、実態を申しますと、圃場整備という農水省の事業の場合は、確定測量の中に地籍調査と同等の精度を得るような単価が仕組みられているので、全部19条5項指定で挙げさせていただいております。19条5項が進んでいるという質問もありましたけれども、それはそういうことでございますが、都市開発的なものについては、実は年に1件か2件、相談があります。ただ、現状の制度で見ますと、スピード感とかメリット感がなかなかないのかと。相談に来られるんですけども、それっきりというような状況でございます。

一つ提案と申しますか、お願いでございます。まず、19条5項の特に都市部の部分では、開発許可で義務化できないかというようなことを御検討いただけないでしょうか。都市部

局からもこういうのがありますよということでパンフレットを配ってもらったり、いろいろ啓発をしているんですけれども、なかなか浸透しにくいという現実がございます。それから、市町村が申請するならということですけども、測量をした責任の所在の明確化とかいろいろ課題があるのかな。県からも、市町村から申請してくださいというのはなかなか言いにくいところがございますので、そういう制度にするのであればまた補助事業制度上もカバーいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

もう1点、6ページの4番目、7ページにかけて、調査地区の重点化でございます。調査地区の重点化は確かに必要だと思えますが、兵庫県は全国の半分の進捗しかございません。休止市町もあるんですけれども、みんな進捗率の高いところですよ。今現在やっているところでも、進捗率の高いところとなりますと、重点整備地区というのが終わって、しかし、地籍調査という視点で見たときにはどんどん進めないといけない。行政から見ますと、例えばある市では、地籍調査課、地籍整備課を設けて、人を5人、6人張り付けてくれています。重点整備区域が終われば、それで解散か、進捗率6割で終わりかということになりますので、県としては100%になるように仕向けていきたいと思っております。

この資料、こういう絞り込みをしたときに、絞り込みから外れたところをどうするのかということ大きな課題かと。兵庫県は休止している市町を見ても、そんなところがあるのかと。場合によっては、休止した市町で、道路の事業が生まれてきたら始めるよとか、そんなことを言っている市町もございます。とはいいつつも、国交省の予算がつかないとそれがスタートしない。スタートしない間に人がいなくなるとか、悪循環が続きますので、よろしくお願いいたします。

それと、先ほど林野庁から説明がありました、森林経営管理法の資料1-2の6ページにございます林業経営に適した森林を今、重点地区としていただいております。前にも申しました林業経営に適さない森林にも手が入るようになりますので、ぜひこういうところもしっかりと地籍調査ができるように御配慮をお願いしたいと思います。

もう1点だけ。できれば中間とりまとめの中に全体として地籍調査を進めるといったような、重点区域以外もしっかり進めるといったことも記述いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

【清水委員長】 ありがとうございます。今の御意見について、事務局から御回答ございますか。

【地籍整備課長】 まず19条5項指定申請でございまして、義務化、開発許可の要件に

入れ込むという御提案がございまして、こちらについては担当部局の話を聞いて検討したいと思いますが、私は担当部局にも在籍していたことがあるのですけれども、まず、民間開発行為に対する規制の強化になるという部分がございまして、普通に開発許可の目的から考えたときに、安全に開発ができるかとか、周辺の土地環境に影響を与えないかという、都市計画法に基づく目的に照らしたときに、地籍の明確化が当てはまるのかというのはいろいろ議論があるかと。要はそこまでの測量をしなくても、実際は民間開発がうまくいって、まちづくりも進むというときに、地籍調査としての精度の測量をさせられることが大丈夫かという部分があって、検討がなかなか難しい部分かというのが直感的な感想でございまして、いただいた御意見について、担当部局とも意見交換をしたいと思っています。

続いての重点化の前半のくだりは、お話しいただいた御懸念は以前にも石井委員からいただいております、全体の地籍調査を重点的、効率的に進めていくというのと、実施主体は、自治事務でそれぞれの市町村、都道府県に分かれているところをどう整理していくかというお話で、なかなか難しい課題かと思っております。ここについては、引き続き5回目以降の議論でまた検討させていただけるとありがたいかと。なかなか簡単に答えが出る話ではないかと思っておりますのでございます。

以上です。

【清水委員長】 重点化や優先区域の設定というのは、行政全般の趨勢というのでしょうか、社会的ニーズもあろうかと思えます。ですから、いろいろな人に気を使って書くと、説得力のない提案になってしまうということがあって、道路事業などがあれば当然そこが重点区域に上がってくるという理解だと思えます。ですから、そのあたりをそのような趨勢と照らし合わせて、表現を考えさせていただければなと思えます。

そのほかいかがでございましょうか。市古委員、どうぞ。

【市古委員】 3点あるのですが、1点目は今の石井委員の御指摘と今の応答とに関係して、開発許可、もしくは開発許可の後の台帳に対する議論、そこは確かに少しいろいろアプローチしていただくと良いのではないのでしょうか。というのは、自治体においては開発許可台帳に加えて、都市計画、まちづくりにおいては、道路台帳、2項道路台帳とか、さまざまな台帳がまちづくりのために活用されている中で、実際どれくらいの精度で現に行われていて、地籍調査とうまく連携できるようなところがあるのか、ないのかというのは、確かに一つ攻めどころかと改めて思いました。

それに関連して2点目ですけれども、一方で官民境界等先行調査のところは、今の話とも

関連するのですが、やや素人的な質問で恐縮ですけれども、官民境界「等」と入っているのは何か歴史的な経緯があったのでしょうか。というのは、参考資料2の4ページのところは、明確に官民境界を先行的にとかいう表現もされているので、「等」と入っているのは何かそれなりの意図というか、理由があるのかどうか。もしくは「等」は入れない方が、先ほど議論もありましたけれども、現場においてはむしろきちんとやりやすくなる方向に行くという議論にも関係して、お聞きできればと思いました。

それから、3点目はやや細かいところで恐縮ですが、今の資料3の骨子案の2ページ、25行目です。被災想定地域等において、円滑な防災・減災事業や、ここからですけれども、「迅速な復旧・復興」と書いてあるのですが、前々回の委員会のために、迅速に加えて、より創造的ないし合理的な復興が可能になるというのも地籍調査の大きなメリットというか、可能性なのではないかと御指摘させていただきましたし、創造的復興は兵庫県ですし、創造的復旧は新潟県の方針でしたが、「創造的」と入れるというのも一つの案かと思いました。

以上です。

【清水委員長】 ありがとうございます。御回答ありますか。

【地籍整備課長】 開発許可台帳や、道路台帳などの制度との関係で、地籍調査がどのように位置付けられているのかといったお話は事務局でも調べたいと思います。

二つ目、官民境界等の「等」ですが、これは官民境界等先行調査というのは、私どもが過去に出した通達に基づいて実施しております、厳密には官官境界になる、例えば、街区内の公園と道路との境の場合は調べるということなので、「等」という用語を使っているというのが、「等」の中身でございます。

3番目、迅速なところに創造的などというお話がありまして、こちらについては市古委員から御発言いただいていたところでもありますので、引き続き考えて検討させていただければと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。そのほかいかがですか。

藤巻委員、どうぞ。

【藤巻委員】 藤巻です。

官民境界等先行調査の話ですけれども、3ページ目の1行目から3行目にかけて、「その成果には、現行法制度上の位置付けが明確でなく、市区町での公表等の活用が限定的である」ということが課題として挙げられ、それに対する対応方針のところだけ見ると、26行目のところ、「都市部においては、官民境界情報の迅速な整備」で終わっています。これは官民

境界先行調査の位置付けを承認なり認証なりする方向で検討するとか、何らかの方針がないと、ただの情報整備というところだけが方針に書かれているのは不満があります。

それと、もう1点、現在の地籍調査を取り巻く社会経済状況の変化の中で、所有者不明土地問題の顕在化と人口減少のことが語られていますけれども、前々回の議論の中でも、高齢化して境界を分かっている人がいなくなるという問題と、相続放棄、相続未登記で所有者が特定できない問題と両方あって、先ほど法務局との連携のところ、相続登記のお話に触れられました。どこで触れるのが一番いいのかはあるのですけれども、相続の多発や放棄の課題はどこかで触れられた方がいいような気がします。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

これは所有意識がなくなってきたというようなところに入っている概念ですけども、最後の御質問に関しては、そのあたりどのように入れるとその後の議論につながるかということですよ。

【藤巻委員】 はい。

【地籍整備課長】 後半の御指摘に関しましては、おっしゃるとおり所有者不明土地の書き方、これは骨子ですのでさらっと書き過ぎている部分がありますので、もう少しそこを膨らませて、藤巻委員が御指摘のような、土地の価値が減少してくることにより、相続などを放棄したいという声もあるなど、そういった土地全体のフレームの話を入れ込むことを検討したいと思っております。

あと、前半は、私どもの記述も確かに、御指摘いただいた3ページ目の②のところは概要、大まかな方針をまとめたつもりだったので整備にとどめてしまったのですが、具体的の中身は5ページ目、(2)の23行目あたりで、官民境界等を先行的に調査した場合の成果を、国調法上の認証・公表の対象とするなど、その位置付けを明確にすることにより促進を図る必要があるということで、要は国土調査法を改正して、法律上、認証の対象にするという条文を入れるということで、かなり突っ込んだ書き方をしているのですが、そういう意味で具体的に書いたところと、前半の概要で書いたところのバランスがとれておりませんので、前半をもう少し後ろが透けて見えるような形で修正させていただきたいと思っております。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。

現在時間が押しておりますので、これから先は事務局側からの御回答は省略させていただいて、御意見だけを簡潔に幾つか頂戴して、それを参考にさせていただいて、次回検討することにさせていただきたいと思っております。

千葉委員、どうぞ。

【千葉委員】 先ほどの官民境界等についてですが、確定協議書の中の土地境界図には民境界も記載されています。それも含めて測量しようということで始まったものですから、官民境界等とは確定された民も含ますというような解釈だったと思います。

それと、リモートセンシングの資料2の4ページでございますが、このA地区に関しては、尾根と谷が明確になっており公図とも概ね合致しているのです、この手法でやろうという市町村は出てくると思うのですが、B地区については、公図の形と大きく異なるということで、このような地区に関しては、市町村も難しいと考えるのではないのでしょうか。ですから、このような地区では外周を補備測量して、それからリモートセンシング手法を活用するというメニューも考えた方がいいのではないかと思うんです。

19条5項ですが、公共測量に該当するものは公共測量の届出をさせていただいて、その中から19条5項に該当する測量を選別して指定することはできないでしょうか。その辺はまた御検討ください。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

そろそろ時間が押していますので、今日まだ御質問いただいていない方を優先したいと思えます。では、若林委員、吉原委員のお二方から順番に頂戴します。

【若林委員】 簡潔に。一つ、前に地籍整備課長ともお話したときに、新しい技術の導入というか、特にドローン関係です。これは将来的に地籍調査に関係、非常に効果が出てくるのではないかと思います。資料2で航空写真などを用いた調査手法について紹介がありましたが、これにドローンがかなり活躍できるのではないかと思います。そのための技術を、もちろんほかの分野でも研究されているのですけれども、国交省としても、独自にとは言わないまでも積極的に研究していくことが非常に重要ではないかと思います。

それと、先ほど石井委員からもあったとおり、実際に私も県の会長をやらせていただいて、やっていないところは優先順位が低いんです。市町の中で何をやるべきかという中で、本当は重要度が高いのに優先順位がどうしても低い。それはなぜかといったら、専門職、人材がない、そのときにどうしたらいいかが分からない。ですから、例えば委託とかいうことももっと紹介する必要があるのではないかなと。効果的なのは、現在の進捗を出す。過去の年度の進捗を出す。1年でどれくらい進んだ。また、その5年、10年で分けた進捗を出す。これはちゃんとやっているかやっていないかというのが見えてくるので、今の進捗でいつも出すもので100%とかで終わっているのですけれども、60%で終

わってしまうと、さっき石井委員が言ったとおりで、それで終わってしまうと60%でいいかじゃなくて、進捗していることが非常に重要だと思うので、それは私の役割でもあるのですが、そこら辺をやっていくのがいいかと思います。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

では、吉原委員。

【吉原委員】 私からは2点あります。

一つは7ページの上から6行目、「適切な指標の設定」とあるところについて、これがとても重要だと思ったということです。もちろん進捗率を上げていくことは大切ですけれども、面積の大きいところややりやすいところから着手して、進捗率を上げることが目的化しないように、例えばD I Dなど面積は小さくとも本当に必要なところがしっかり調査されていることを評価できるような指標を作っていくこと。それが自治体にとってもインセンティブになろうと思います。例えば杉並区が官民境界等先行調査を主体的に進めているというようなことを適切に評価できる仕組みがあったらなと思いました。

2点目は、これは今回の中間とりまとめに盛り込むのは難しいかもしれないのですが、古い地図のメンテナンスの問題をどこかで正面から指摘しておく必要があるのではないかと思います。前回、石井委員から、実は古い地籍調査については現況主義でやってしまっていて、いろいろ修正の必要が生じているということがありました。これから優先実施地域において、優先的に調査をやっていく。しかし、そこはもう実施済みだよとなっていたとしても、実は測量精度が随分低かったりした場合は実際には使えないということになりますので、ここは法務局との連携にもなると思うのですが、法務局に備え付けられた地図のメンテナンスをどうするのかということが一つあるかと思っています。

【清水委員長】 ありがとうございます。

残念ながら時間がまいりました。今日まだ御発言いただけていない委員の方で、もし御意見があれば、簡潔な御意見であれば1点だけ、最後にお伺いしたいと思います。よろしいですか。

では、大変申し訳ございません。今日の議論はこのぐらいで締めたいと思うのですが、御意見があれば、会議後、事務局宛てに是非御意見をいただければと思いますし、またメール等でも結構でございますので、御意見を賜ればと思います。

では、進行を事務局にお返しします。よろしくお願いたします。

【国土調査企画官】 清水委員長、ありがとうございました。

最後に事務局から、次回の日程等について御連絡いたします。次回、2月15日金曜日、13時30分からの開催を予定してございます。次回の議題につきましては、本日の御意見等を踏まえまして、事務局として中間とりまとめの案をお示しし、更に御議論を頂くということにしております。また、次回以降、再びタブレット端末をお持ちして、ペーパーレス会議とさせていただく場合もございますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

【地籍整備課長】 事務局として、進行上時間が押してしましまして、委員の皆さんから十分に御意見をいただけなかった部分がございますので、御意見があつて、お伝えしたいという話が、言い足りなかった部分については、書面等でも口頭でも結構ですので、お寄せいただけましたら、次回のとりまとめ（案）に反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後、繰り返しとなりまして恐縮でございますけれども、本日お手元に御用意いたしました参考資料はお手元に置いていただければと思います。

御連絡は以上でございます。

以上をもちまして、国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会第10回を閉会いたします。本日もどうもありがとうございました。

— 了 —